

訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業

第一号訪問事業 訪問型サービス重要事項説明書

令和7年7月1日現在

1. 運営方針・基本理念

訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業訪問型サービス（以下「第一号訪問事業」という）は、要介護状態又は要支援状態となった場合においてもご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排せつ・食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。

2. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 にしあがつま福祉会
所在地	群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋 1624
代表者	理事長 入澤 信夫
設立年月日	平成5年5月13日
電話番号	0279-82-4150 FAX 0279-82-4155

3. からまつ荘訪問介護事業所の概要

（1）事業所の概要

事業所の名称	からまつ荘 訪問介護事業所
サービスの種類	訪問介護 第一号訪問事業
介護保険指定番号	群馬県1072600081号
所在地	群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋 1624
電話番号	0279-82-4150
管理者	駒野 みどり
サービスを提供する地域	群馬県吾妻郡長野原町

（2）事業所の職員体制

職 名	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者		1名（兼務）		従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		訪問介護計画の作成
従 事 者	介護福祉士	1名		訪問介護の提供
	介護福祉士実務者 研修修了		1名	
事 務 職 員		1名（兼務）		事務

(3) 営業時間

月～土曜日 通常時間帯 午前8時30分より午後5時30分

(上記以外の時間についても、ご希望があれば対応します。)

3. サービスの種類と内容

(1) 訪問介護（要介護1～5の認定の方）

① 身体介護

〔 食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換、その他 〕

② 生活援助

〔 買物、調理、掃除、洗濯、その他 〕

③ 身体介護 + 生活援助

④ 通院等の乗降介助

(2) 第一号訪問事業（要支援1、2の認定の方）

① 身体介護

〔 食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換、その他 〕

② 生活援助

〔 買物、調理、掃除、洗濯、その他 〕

③ 身体介護 + 生活援助

4. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ・ 医療行為
- ・ 利用者または家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ・ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ・ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ・ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・ その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. 利用料金

(1) 利用料

①訪問介護の基本利用料

サービス内容	時間等	金額 (円) 1割負担	金額 (円) 2割負担	金額 (円) 3割負担
身体介護 01	20分未満	163	326	489
身体介護 1	20分～30分未満	244	488	732
身体介護 2	30分～60分未満	387	774	1,161
身体介護 3	60分～90分未満	567	1,134	1,707
90分以上の場合は30分ごとに		82	164	246
生活援助 2	20分～45分未満	179	358	537
生活援助 3	45分以上	220	440	660
通院等介助	1回	97	194	291
身体1・生活1	30分～60分未満	309	618	927
身体1・生活2	60分～90分未満	374	748	1,122
身体1・生活3	90分～	439	878	1,317
身体2・生活1	60分～90分未満	452	904	1,356
身体2・生活2	90分～120分未満	517	1,034	1,551

②訪問介護の加算

加算内容	加算の要件	金額 (円) 1割負担	金額 (円) 2割負担	金額 (円) 3割負担
初回加算	新規の利用者へサービスを提供した場合	200	400	600
緊急時訪問 介護加算	指定訪問介護を緊急に行った場合	100	200	300
口腔連携 強化加算	口腔状態に確認によって歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる。	50	100	150
特定事業所 加算Ⅱ	特定の基準に適合する事業所が算定可能	基本利用料×0.10		
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所	基本利用料×0.15		
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	新加算全体について、職種に着門した分配ルールは設けず、事業所内で柔軟な分配を認める。	(基本利用料+加算) ×0.245		

※上表の料金設定の基本になる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

※やむを得ない事情など、ご利用者の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

③第一号訪問事業の基本利用料

サービス内容	時間等	金額（円） 1 割負担	金額（円） 2 割負担	金額（円） 3 割負担
訪問型サービスⅠ	要支援 1・要支援 2 1 週間に 1 回程度の利用が必要とされた方	1,176	2,352	3,528
訪問型サービスⅡ	要支援 1・要支援 2 1 週間に 2 回程度の利用が必要とされた方	2,349	4,698	7,047
訪問型サービスⅢ	要支援 2 Ⅱの回数の程度を超える利用が必要とされた方	3,727	7,454	11,181

④第一号訪問事業の加算

加算内容	加算の要件	金額 （円） 1 割負担	金額 （円） 2 割負担	金額 （円） 3 割負担
初回加算	新規の利用者へサービスを提供した場合	200 円	400 円	600 円
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所	基本利用料×0.15		
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	新加算全体について、職種に専門した分配ルールは設けず、事業所内で柔軟な分配を認める。	(基本利用料+加算) ×0.245		

(2) 交通費

前記 1 (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他

- ・ご利用者の住まいで、サービスを提供する為に使用する水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。
- ・サービスの利用料は 1 ヶ月ごとに計算し、ご利用者はこれを請求のあった日の属する月の月末までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

6. 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外の者に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・清掃等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり ・草木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者に連絡したうえで、ご希望内容に応じて対応できる事業者の紹介等助言させていただきます。

7. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者または地域包括支援センターが作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」または「介護予防サービス・支援計画書」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者または家族にその内容の説明を行い、同意を得たうえで交付いたしますので、ご確認くださいようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束禁止・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	サービス提供責任者	小暮 一子
-------------	-----------	---------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・サービスを提供するうえで知りえた利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報保護について

- ・個人情報はあらかじめ文書で同意を得ない限り、用いません。
- ・利用者及び家族の個人情報が含まれる記録物については厳重に管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

主治医	医療機関名・氏名	
	連絡先	
ご家族①	氏 名	
	連絡先	
ご家族②	氏 名	
	連絡先	

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護または第一号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護または第一号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、加入している損害賠償保険により、損害賠償を行います。

12. 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

1 3. 心身の状況の把握

指定訪問介護または第一号訪問事業の提供にあたっては、居宅介護支援事業者または地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 4. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護または第一号訪問事業の提供にあたり、居宅介護支援事業者または地域包括支援センター及び保健医療サービス、福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得たうえで介護支援専門員に送付します。

1 5. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

事業所名	からまつ荘訪問介護事業所
サービス提供責任者	小暮 一子
電話番号	0279-82-4150
受付時間	月～土曜日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）

※ご不明な点はお気軽にご相談ください。

1 7. サービス内容に関する苦情担当

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談
サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下で受け付けます。

事業所名	からまつ荘訪問介護事業所	
苦情解決責任者	管理者	駒野 みどり
苦情受付担当者	サービス提供責任者	小暮 一子
電話番号	0279-82-4150	
受付時間	月～土曜日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）	

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

社会福祉法人にしあがつま福祉会第三者委員

氏 名	電話番号
浅香 勝	■■■■■■■■■■
小林 伸一	■■■■■■■■■■

行政機関・苦情受付機関

長野原町役場 健康福祉課 福祉係	所在地 吾妻郡長野原町大字長野原 1340 番地 1 電話番号 0279-82-2246 受付時間 8 : 30～17 : 15
群馬県 国民健康保険団体連合会 苦情処理相談窓口	所在地 群馬県前橋市元総社町 335-8 市町村会館内 電話番号 027-290-1323 受付時間 9 : 00～17 : 00（土・日・祝日を除く）
群馬県運営適正化委員会	所在地 群馬県前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 4 階 群馬県社会福祉協議会内 電話番号 027-255-6669

18. 福祉サービス第三者評価

訪問介護	実施無し
------	------

・・・・・・・・・・・・・契約をする場合は以下を確認すること・・・・・・・・・・・・・

令和 年 月 日

訪問介護・第一号訪問事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し同意を受け交付しました。

事業者

〈住所〉 群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋 1624
〈法人名〉 社会福祉法人にしあがつま福祉会
〈代表者名〉 理事長 入澤 信夫
〈事業所名〉 からまつ荘訪問介護事業所
管理者 駒野 みどり 印

説明者 小暮 一子 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護・第一号訪問事業についての重要事項の説明を受け、同意し受領しました。

利用者 住 所

氏 名 印

代筆者 住 所

氏 名 印

連帯保証人 住 所

氏 名 印

利用者との関係 ()